



医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入の取り扱いについて

健康保険に加入されているご家族様へのお知らせです。
期間が延長されました。

健康保険の被保険者に扶養されている方（被扶養者）の認定および資格確認のため収入は被扶養者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を算定しています。

本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務は、例年になく対応として期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととします。

1. 特例措置の対象者および対象となる収入

(1) 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職の方（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士）

(2) 対象となる収入

2021年(令和3年)4月から2023年(令和5年)3月末までの期間において、新型コロナウイルスワクチン接種業務により得た収入

2. 特例措置に伴う対応

対象者の方で、被扶養者に関する届出を行う場合は、次の(1)および(2)について、ご注意ください。

(1) 扶養認定時における被扶養者現況届の記載方法等について【これから扶養申請される方】

- ① 認定対象者の「収入（年収）」欄に記載する今後1年間の年間収入見込額はワクチン接種業務による収入見込額を除いた金額を記載してください。
- ② 届出に当たって「添付する収入額が確認できる書類（給与明細等）」に、ワクチン接種業務による収入額が含まれている場合には、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」（以下：申立書）を追加でご用意ください。

(2) 被扶養者の方の収入確認【既に扶養に加入されている方】

現在、被扶養者となっている方であって、新型コロナウイルスワクチン接種業務により収入が増え、年間収入130万円（60歳以上は180万円）を超える見込みであっても当該業務により得た収入を除いた額により引き続き被扶養者に該当するため、扶養継続を希望する場合には収入額が確認できる書類（給与明細等）と「申立書」をご用意いただき健康保険組合または事業所人事担当までご提出ください。

● **新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについては、[こちら](#)**（令和4年9月20日 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

● **新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書は、[こちら](#)**（令和3年6月4日 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）